



令和7年1月29日

隠岐の島町長 池田 高世偉 様

隠岐の島町特別職報酬等審議会

会長 鳥井



町長等の報酬及び期末手当等について（答申）

令和6年11月7日付 隠総発第164号にて諮問のありました町長、副町長及び教育長並びに議会議員（以下「町長等」という。）の報酬及び期末手当等について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 町議会議員の報酬の引き上げについては、20%程度引き上げることが妥当である。
2. 町長等の期末手当の支給月数については、令和4年度の当審議会答申および県内他町村の状況を勘案し、改定することが妥当である。
3. この答申による報酬及び期末手当等の改定時期は、令和7年4月1日とされたい。

■ 答申内容の説明

1. 審議の経過等

当審議会は、令和 6 年 1 1 月 7 日、隠岐の島町特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定により、池田町長から、町長等の特別職の報酬及び期末手当等について諮問を受けた。

町長等の特別職の報酬等を審議するにあたり、これまでの報酬改定の経過、県内他町村との比較、現在の社会経済情勢や町の財政状況などについて、各委員がそれぞれの団体や町民の代表として、広範な角度から総合的に審議検討を進めた。

【審議会の開催状況】

	開 催 日	内 容
第 1 回	令和 6 年 11 月 7 日(木)	会長等の選任、資料説明、質疑応答、諮問事項の審議
第 2 回	令和 6 年 12 月 6 日(金)	追加資料説明、質疑応答、諮問事項の審議、意見集約
第 3 回	令和 7 年 1 月 21 日(火)	答申案の審議、答申内容の決定

【審議に用いた資料】

- ・ 資料 1 隠岐の島町特別職報酬等審議会条例
- ・ 資料 2 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例
- ・ 資料 3 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 資料 4 審議会答申書(令和 4 年度分)
- ・ 資料 5 人事院勧告における一般行政職の給与の推移
- ・ 資料 6 町村議会議員の報酬月額等の状況（県内町村）
- ・ 資料 7 特別職及び一般職の一時金支給月数の推移
- ・ 資料 8 議員定数・報酬等の調査研究報告書(特別委員会報告)
- ・ 資料 9 島根県内町村の期末手当支給月数の状況

2. 答申にあたっての考え方

(1) 総論

本町では、平成16年の町村合併以降、厳しい財政状況が見込まれる中、持続可能な財政運営を進めていくために、平成17年10月に隠岐の島町行財政改革大綱を策定し、以来、定員適正化計画による職員数の削減をはじめ、事務事業の見直しや指定管理者制度の活用など、行財政改革の取組を推進されてきた。

この間、特別職の報酬等についても、町長、副町長、教育長は平成16年度から令和元年度までの16年間、また、議会議員については、平成18年度から平成20年度までの3年間、それぞれ報酬等の減額措置を実施し、財政健全化の努力をされている。

これらの取組の結果、本町の財政状況についてみると、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質公債費比率や経常収支比率などの財政力指数は少しずつ改善され、現在、概ね健全と評価できる状態を維持している。

次に、社会経済情勢の変化や民間企業の状況などを踏まえた報酬等の在り方については、これらの動向を公務員の給与に反映する人事院勧告の経過を参考にした。

これまでの人事院勧告は、平成17年から令和6年までの19年間で、11回の引き上げ及び4回の引き下げ勧告がなされている。特に令和6年度においては、初任給が大幅に引き上げられるなど、月例給を平均で2.76%引き上げる勧告がなされている。これらを踏まえるならば、この間における国内の社会経済情勢等は総じて上向いていると判断される。

これらの状況に加え、県内他町村との報酬等や財政状況について比較するなど、多角的・総合的に審議を行った結果、最終的に次のとおりの認識で一致した。

(2) 町議会議員報酬の引き上げについて

町議会議員の報酬は、町村合併当時の額から据え置かれている。一方で、次期改選(令和7年5月)より、議員定数が削減(▲2名)されることにより、議員一人一人の活動量と負担が大きくなることが予想される。

また、全国的に賃金を引き上げる傾向がみられ、島根県における最低賃金も、平成16年と比較し1.58倍に上昇している。あわせて、島根県職員と民間企業従業員との給与等の均衡を図るために設置されている島根県人事委員会は、この

20年間で島根県職員の若年層において、21.2%から36.8%給与を引き上げる勧告が行われている。

これらを踏まえ、議会議員の報酬については、20%程度引き上げることが妥当であるとの結論に達した。

（３）町長等の期末手当支給月数について

町長等の期末手当の支給月数は、一時的に引き下げた時期はあったものの、現状においては町村合併時の3.30月に据え置かれている。また、当審議会の令和4年度の答申を踏襲すれば、町長等の期末手当の支給月数は3.50月に改定すべきとの考えに至る。

一方、県内他町村の町長等の期末手当の支給月数は、島前3町村など3.35月が最高月数である。

これらの状況を踏まえ、町長等の期末手当支給月数については、県内の他町村の状況を勘案し、改定することが妥当であるとの結論に達した。

（４）議員報酬及び町長等の期末手当等の改定時期について

町議会議員の改選は、令和7年5月であるが、平成17年度以降、長期間にわたり議員報酬の改定がなされていない状況である。また、昨今の社会情勢を踏まえ、議員報酬及び町長等の期末手当について、速やかに改定を行う必要があると判断し、改定時期は令和7年4月1日とすることが妥当であるとの結論に達した。

3. 附帯意見

令和4年度の当審議会の答申にあった意見を鑑み、議会特別委員会において議会議員の報酬と議員定数を併せて議論されたことは大いに評価できる。当審議会においても特別委員会報告書の主旨も参考にしつつ、一定の方向性を見出すことができたと考える。一方で、議会会期中等の議員活動は広報誌やホームページ等で目にする機会もあるが、日常における議員活動については町民に分かりにくいとの声をしばしば耳にする。

今回の報酬等の引き上げが、町民だれにも理解されるよう、これまで以上に議員活動の見える化を意識して取り組んでいただくとともに、町民に開かれた議会の実現を意見として添える。また、これらの改定が「志を持った多様な人材の確

保」に結びつくことを大いに期待する。

最後に、地方分権の進展や少子高齢化に伴う人口減少、住民ニーズの多様化・複雑化に伴う行政需要の増大など、今後も地方自治体を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されており、町長等の特別職の果たす役割と責任はますます重くなっている。町長をはじめ町執行部と議会議員が、適度な緊張感と信頼関係のもと、それぞれの役割と職責を認識し、人口減少対策をはじめとする本町の課題解決に向け、互いに協力して取り組んでいかれることを希望する。

隠岐の島町特別職報酬等審議会 委員名簿

No.	選出区分	氏 名	所 属	備考
1	経済団体	鳥 井 登	一般社団法人 隠岐の島町観光協会 専務理事	会長
2	福祉団体	吉 田 輝 美	社会福祉法人 惣倉の杜 理事長	
3	民間企業	池 田 則 文	隠岐汽船株式会社 常務取締役	
4	女性団体	助 永 恵 里	島根県男女共同参画サポーター	
5	住民代表	大 上 博 人	卯敷区 区長	職務代理者
6	住民代表	高橋フサ子	隠岐の島町農業委員会 委員	
7	労働団体	岡田早兄子	連合島根東部地域協議会隠岐地区会議 副議長	